

平戸市オフィス開設支援事業補助金のご案内

平戸市では、市外の企業が市内の空き家や空き事務所（以下、「空き家等」。）を活用して事務所を開設する場合に、事務所改修費及び家賃、おためしでのオフィス従事に対して補助金を交付します。

○事業内容

事業区分	補助対象者	対象経費	補助率等
オフィス開設支援	・市外の企業であること。 ・事務所として使用すること。 ・市内の空き家等を購入又は賃借すること。 ・従業員1名（雇用保険 加入者であること。）を配置すること。ただし、個人事業主を除く。 ・3年を超えて継続して事業をすること。 など	・空き家等の取得費（土地取得費は除く。） ・改装費 ・電気設備、照明設備、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備、家財等の撤去作業及び清掃作業に要する経費、清掃作業、電話・インターネット回線工事費 ※居住スペースを兼用する建物については、面積按分等により事務所部分のみを対象とする。 ※机、椅子、パソコン等の備品は対象外。	対象経費の2分の1以内で100万円を限度とする（離島地区は3分の2以内）。 ただし、税抜30万円以上の工事費を対象とする。 ※1事業者につき1回を限度とする。
家賃支援	・同上 ※ただし、オフィス開設支援も併せて受けること。	・家賃 ・共益費 ・管理費 ※居住スペースを兼用する建物については、面積按分等により事務所部分のみを対象とする。	対象経費の2分の1以内で月額10万円を限度とする（離島地区は3分の2以内）。 ※最大36カ月分まで対象可とする。 ※1事業者につき1回を限度とする。
サテライトオフィス おためし支援	・市外の企業であること。 ・市内物件を利用して、遠隔勤務を連続して3日以上従事し、かつ、その状況についてSNS等を利用して情報発信を行うこと。	・移動に要した交通費 ・平戸市内での宿泊費 ・空き家家賃 ・サテライトオフィスの施設経費 ・その他市長が必要と認めるもの。	・30日以上滞在の場合、対象経費の4分の3で1人当たり30万円を限度とする。 ・30日未満滞在の場合、対象経費の4分の3で1人当たり15万円を限度とする。 ※ただし、それぞれの区分において滞在中に地域のイベントやボランティア活動等へ従事した場合は、対象経費の5分の4とし、上限額は上記のとおりとする。

※オフィスとは、事務所に使用する施設をいいます。ただし、工場、加工場、店舗、一般消費者等に対し営業又は販売を目的とした事務所、各種教室等は除きます。

※市外の企業とは、市内に本社、支社、営業所又は工場等がない会社又は個人事業主をいいます。

※離島地区とは、大島地区、度島地区、高島地区をいいます。

※法人と個人事業主で、オフィス開設支援及び家賃支援を受けられる対象業種に定めがあります。

※消費税は補助対象外となります。

※国、県、その他団体の補助金を受ける場合は、本補助金は対象外となります。

○申請手続き（補助金の申請から受領までの流れは以下のとおりです。）

- ・必ず事業開始前に下記申請書類をそろえて提出してください。
- ・実績報告書は、事業完了後30日以内または申請年度末日のどちらか早い日までにご提出下さい。
- ・補助金のお支払いは事業完了の確認後、交付請求書を受理してからになりますので、予め申請者側で補助金額分の資金をご準備いただく必要があります。

手続きの流れ	必要書類	
①補助金交付申請 ②補助金交付決定通知 ③補助金実績報告書提出 ④補助金交付確定通知 ⑤補助金交付請求 ⑥補助金の交付	◆補助交付申請書類 ①交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④個人の場合は住民票 法人の場合は定款及び登記事項証明書 ⑤空き家等の売買（賃貸）契約書 ⑥事業内容が分かる書類（見積書、図面、写真等） ⑦直近の決算書、確定申告書 ⑧市税の滞納がない事の証明 ⑨その他追加で資料を請求する場合があります。	◆補助実績報告書類 ①実績報告書 ②事業実績書 ③収支精算書 ④事業実施が確認できる書類（図面、写真等） ⑤事業実施に係る領収書または支払いを証明する書類の写し ⑥その他追加で資料を請求する場合があります。

【お問い合わせ】 ☎859-5192

長崎県平戸市岩の上町1508番地3

平戸市役所文化観光商工部商工物産課 担当 小山、山内

TEL：0950-22-9142

FAX：0950-23-3399

E-mail：kigyorichi@city.hirado.lg.jp